

公 示

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

九運公第56号

標記について、別紙のとおり一部改正を行ったので公示する。

平成28年11月28日

九州運輸局長 佐々木 良

公 示

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

制 定 平成25年 9月30日 九運公第31号
一部改正 平成28年11月28日 九運公第56号

旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における車両数及
び使用停止期間の決定に関する基準を別添のとおり定めたので公示する。

九州運輸局長 佐藤 尚之

記

- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準
(別添1)
- ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準
(別添2)
- ・ 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止処分における
処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準
(別添3)